

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	小山田町(古園、大原、永吉、鍋田) (小山田,上方限、小山田,永吉、小山田,名越、小山田,下方限)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑では、主に露地野菜やハウス栽培による軟弱野菜などの生産が行われている。認定農業者も営農しており、おおむね耕作利用されているが、高齢化などにより今後遊休化する懸念がある。また老朽化が進んだハウスでは補修が必要となってきた。

田では、水稻栽培が行われている。基盤整備された区画が一部あるが、ほとんどが自家消費目的で大規模栽培農家は少ない。また、栽培条件の悪い地域では遊休化が進んでいる。

肉用牛生産の認定農業者がおり、畜舎での飼育および飼料作物の作付を行っている。施設の維持補修、排泄物処理、飼料価格高騰などへの対応が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畑地では、ハウス栽培による軟弱野菜の共同出荷と、直接販売を主とした露地野菜の栽培を行う。
- ・田では主食用米の耐暑性に優れた品種への転換や、飼料作物の転作などを検討する。
- ・耕畜連携の取組みについて検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地のうち、復旧困難な農地(山林化等)を除く、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地の流動化に対する補助事業なども活用し貸借を促し、担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、合意が得られた農地について農地バンクを通じて貸借を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域の話合いで合意形成が図られた場合、基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から新規就農者や耕作希望者を受け入れ、農地利用や地域活性化の一翼を担ってもらえるよう地域全体で支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
航空防除や田植え・稲刈りなどの作業委託を効果的に利用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落に寄せ付けない環境づくりと、電気柵の正しい設置によるほ場への鳥獣の侵入防止を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金の取組みを検討し、水路などの生産基盤の維持管理を図る。
- ⑧補助事業なども活用し、農業用施設の新設および補修による機能維持を図る。
- ⑨稲わらや飼料作物、堆肥などの地域資源の相互活用について検討する。